

令和 6 年 4 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会

報告第3号

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第13条第2項の規定により、令和6年4月1日付けで下記の委員を教育長  
職務代理者に指名したので報告する。

指名した委員 栗田 正人

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育長）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名  
する委員がその職務を行う。

## 議案第26号

### 臨時代理の承認について

(新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正)

新庄市行政組織の改編に伴い、市、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の合同訓令により制定した新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第1条第2項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

### 新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令

新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程（平成29年訓令第10号、議会訓令第1号、教育委員会訓令第2号、選挙管理委員会訓令第1号、監査委員訓令第1号、農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「総合政策課システム統計室長」を「総合政策課の課長補佐のうち、課長が指名する者」に改める。

第8条第2項中「当該情報システムを所管する室長」を「各課の課長補佐又はこれに相当する職にある者のうち、課長が指名する者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、課長補佐又はこれに相当する職にある者がいない場合にあつては、システム管理者は、当該情報システムを所管する係長又は主査をもって充てる。

### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

### 臨時代理の理由

新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令について、令和6年4月1日に施行する必要があるため、教育委員会を招集するいとまがなく、臨時に代理した。

議案第 3 2 号

一般財団法人新庄市スポーツ協会の経営状況の報告について

一般財団法人新庄市スポーツ協会の経営状況を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、別資料のとおり報告する。